

特集『児童虐待の早期発見に向けて』

小児科 石倉 亜矢子 医長・医療福祉相談課 田中 博光 課長

虐待は「シロかクロか」が問題ではない

まず、児童虐待の定義を明確にしておきたい。その定義は4種類に分類されている（表1）。児童虐待の相談件数は1990年以降一貫して増加しており、厚生労働省はその理由として、①家庭・地域の養育力の低下②児童虐待の認識の広まり、という2点を挙げている。

表1 児童虐待の定義

✿ 身体的虐待

殴る、蹴る、投げ飛ばす、激しく揺さぶる、やけを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縛などにより一室に拘束する、など

✿ 性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触るまたは触らせる、ボルノグラフィの被写体にする、など

✿ ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になってしまっても病院に連れて行かない、など

✿ 心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（DV:ドメスティック・バイオレンス）など

虐待が疑われる例を表に示します
参考にして頂ければと思います
(次ページ表2)
虐待が疑われるケースに遭遇したとき重要なのは、「シロかクロか」が問題ではないということです。虐待がどうかという疑問は常に回る問題であり、現実にはつきりといえない場合も多いのが現状です。しかし、それでは本当に虐待が行われている場合に子どもを救うことができません。そのため、児童福祉法や児童虐待防止法で通告者のプライバシーは守られていますし、「疑い」が後から間違いだとわかつても、責任を問われることはあります。

児童虐待が疑われるケースを発見した場合は、はつきりしないから何もないのでではなく、疑つたら行動することが重要です。（田中課長）

児童虐待の通告先は、札幌市内

時間365日受付）、各区の健康

相談所につながるようになつたこと

を指す。

「児童虐待は最重度の子育ての現れといえます。『変だな』と思

うことが、虐待に気付く第一歩。

児童虐待の定義を明確に

しておきたい。

その定義は4種類

に分類され

ている。

（表1）児童

虐待の

現れとい

う。

う。